

ダイワ・カード規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p><u>第 5 条 (当社でのATM (現金自動預け払い機) による利用)</u>  <u>カード利用者は、当社の本支店内等に当社が設置したATMによりカードを確認し、所定の取扱方法により、当社と次の取引を行うことができます。</u>  <u>(1) 当社へのご入金、お預り金等の引き出し及びお預り金等の残高照会</u>  <u>(2) その他当社が定めた取引</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 6 条 (当社でのATMによる取扱方法)</u>  <u>(1) ご入金</u>  <u>① ATMを使用してのご入金は、ATMにカード、現金を挿入して操作してください。</u>  <u>② ATMによるご入金は、当社が定めた種類の紙幣に限ります。1 回あたりのご入金は当社が定めた枚数による金額の範囲内とします。</u>  <u>(2) お引き出し</u>  <u>① ATMを使用してお引き出しは、ATMにカードを挿入して、当社があらかじめ定めた操作要領に従って、届出の暗証番号と金額等をボタンにより操作してください。</u>  <u>この場合、受領書又は金銭支払請求書の提出は必要ありません。</u>  <u>② ATMによる1 回あたりのお引き出し及び1 日あたりのお引き出し金額については当社が定めた範囲内とします。</u>  <u>(3) ATMの故障時等の取扱</u>  <u>停電、故障等によりATMによるお取扱ができないときは、窓口業務時間内に限り、第 9 条に定める範囲内で当社の窓口でカードによるお取扱をします。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p>第 7 条～第 8 条 (省 略)</p>	<p>第 5 条～第 6 条 (現行どおり)</p>
<p><u>第 9 条 (呈示による利用)</u>  <u>(1) カード利用者は、当社の本支店においてカードを呈示し、カード照合機等 (以下「照合機」といいます。) によりご使用の暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合、お預り金のお引き出し、その他当社が定めた取引を行うことができます。</u>  <u>(2) 前項の規定にかかわらず、カード利用者が呈示を行った当社の本支店がカード利用者の取引口座のある本支店ではない場合等の理由により、又はカード利用者の選択されたお取引コースが当該サービスを取扱っていない等の理由により、前項各号の範囲、限度額等に制限をさせ</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>

現行	改正
<p style="text-align: center;"><u>ていただく事があります。</u></p>	
<p>第 10 条～第 12 条 （省 略）</p>	<p>第 7 条～第 9 条 （現行どおり）</p>
<p>第 13 条（損害の免責）</p>	<p>第 10 条（損害の免責）</p>
<p>(1) カードの電磁的記録によって、<u>A T M</u>、提携 A T M の操作の際に使用されたカードを当社が交付したものと処理し、入力された暗証番号とお届出の暗証番号の一致を確認してお支払いしたことにより生じた損害については当社及び提携先は責任を負いません。</p> <p>(2) 前項 (1) にかかわらず、偽造または変造カードを用いた A T M からの現金の不正引出しについては、原則として当該引出し額（引き出しに係る手数料も含まれます。以下同様です。）を補償します。ただし、お客様の故意による場合、または、お客様に重大な過失が認められる場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 上記 (1) にかかわらず、お客様がカードの盗難に気づいた後、すみやかに当社にお届出いただいた場合は、盗難されたカードによる A T M からの現金の不正引出しについては、当社所定の手続きを経た上で、原則として当該引出し額を補償するものとし、お客様に過失が認められる場合は、当該引出し額の 4 分の 3 を補償するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p>	<p>(1) カードの電磁的記録によって、提携 A T M の操作の際に使用されたカードを当社が交付したものと処理し、入力された暗証番号とお届出の暗証番号の一致を確認してお支払いしたことにより生じた損害については当社及び提携先は責任を負いません。</p> <p>(2) 前項 (1) にかかわらず、偽造または変造カードを用いた <u>提携</u> A T M からの現金の不正引出しについては、原則として当該引出し額（引き出しに係る手数料も含まれます。以下同様です。）を補償します。ただし、お客様の故意による場合、または、お客様に重大な過失が認められる場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) 上記 (1) にかかわらず、お客様がカードの盗難に気づいた後、すみやかに当社にお届出いただいた場合は、盗難されたカードによる <u>提携</u> A T M からの現金の不正引出しについては、当社所定の手続きを経た上で、原則として当該引出し額を補償するものとし、お客様に過失が認められる場合は、当該引出し額の 4 分の 3 を補償するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。</p>
<p>①～⑦ （省 略）</p>	<p>①～⑦ （現行どおり）</p>
<p>第 14 条 （省 略）</p>	<p>第 11 条 （現行どおり）</p>
<p>第 15 条（本規定の変更）</p>	<p>第 12 条（本規定の変更）</p>
<p>本規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、<u>その他必要が生じたときは改訂</u>されることがあります。</p>	<p>本規定は、法令の変更、<u>監督官庁の指示、又は当社が必要と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更</u>されることがあります。<u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知</u>します。</p>
<p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>